

佐賀県規則第6号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測定 及び 評価	(窯業関係)			1 分 析、 測定 及び 評価	(窯業関係)		
	(1)～(28) 略	略	略		(1)～(28) 略	略	略
	(29) 細孔分布測定（窒素ガス吸着法）	略	<u>9,300円</u>		(29) 細孔分布測定（窒素ガス吸着法）	略	<u>9,600円</u>
	(30) 比表面積測定	略	<u>3,700円</u>		(30) 比表面積測定	略	<u>3,900円</u>
	(31)～(38) 略	略	略		(31)～(38) 略	略	略
	(工業関係)				(工業関係)		
	(1)・(2) 略	略	略		(1)・(2) 略	略	略
	(3) アミノ酸成分分析	略	<u>10,000円</u>		(3) アミノ酸成分分析	略	<u>12,000円</u>
	(4)～(13) 略	略	略		(4)～(13) 略	略	略
	(14) 粉末X線回折分析	<u>1時間</u>	<u>4,800円</u>				
(15) 残留応力測定	<u>1件</u>	略	(14) 残留応力測定	<u>//</u>	略		
(16)～(41) 略	略	略	(15)～(40) 略	略	略		

改正前				改正後			
					(41) I o Tデバイス動作評価支援システム	//	6,800円
2・3 略				2・3 略			
4 試料調製及び試作加工	(窯業関係)			4 試料調製及び試作加工	(窯業関係)		
	(1) 略	略	略		(1) 略	略	略
	(2)~(8) 略	略	略		(2) <u>ダイヤモンドループワイヤーソーによる加工</u>	//	6,500円
	(工業関係)				(3)~(9) 略	略	略
	(1)~(4) 略	略	略		(10) <u>樹脂版製版機による製版</u>	1件	6,000円
	(5) <u>電極形成装置による表面改質</u>	1時間	7,560円		(工業関係)		
	(6) <u>リソグラフィ装置による表面改質</u>	//	6,800円		(1)~(4) 略	略	略
	(7) <u>蒸着装置による表面改質</u>	//	略		(5) <u>蒸着装置による表面改質</u>	1時間	略
(8) 略	略	略	(6) 略	略	略		
5 略				5 略			
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1)~(12) 略	略	略	設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1)~(12) 略	略	略

改正前				改正後			
		(13) 固液界面解析装置	1 件	略	(13) 分光濃度計	1 件	1,200円
		(14)～(20) 略	略	略	(14) 固液界面解析装置	//	略
		(工業関係)			(15)～(21) 略	略	略
		(1)～(10) 略	略	略	(工業関係)		
					(1)～(10) 略	略	略
		(11)～(40) 略	略	略	(11) 画像解析式粒度分布測定装置	//	2,300円
		(41) 凍結真空乾燥機	//	1,360円	(12)～(41) 略	略	略
					(42) 凍結真空乾燥機	1 件	2,100円 (1 件は 1 時間ま でとし、 1 時間を 超えるご とに 330 円を加算 する。)
		(42)～(46) 略	略	略	(43) 多検体粉碎機	1 時 間	1,900円
		(47) 酸素電極式分析装置	略	略	(44)～(48) 略	略	略
		(48)～(50) 略	略	略	(49) 酵素電極式分析装置	略	略
		(51) 粉末 X 線回折装置	//	2,600円	(50)～(52) 略	略	略
		(52)～(68) 略	略	略	(53)～(69) 略	略	略
					(70) 促進耐候性試験機	1 件	2,000円 (1 件は

改正前				改正後			
							1時間までとし、 1時間を 超えるご とに950 円を加算 する。)
	(69) マイクロメータ				(71) マイクロメータ		
	ア 300ミリメートル未満のもの	//	略		ア 300ミリメートル未満のもの	1日	略
	イ～エ 略	略	略		イ～エ 略	略	略
	(70)～(80) 略	略	略		(72)～(82) 略	略	略
	(81) その他簡便な試験測定装置・器具	1時間	略		(83) I o Tデバイス動作評価 支援システム	1時間	3,900円
	2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)				(84) その他簡便な試験測定装置・器具	//	略
	(1) 略				2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(2) 成形・加工機				(1) 略		
	ア～シ 略	略	略		(2) 成形・加工機		
	ス～ヒ 略	略	略		ア～シ 略	略	略
	フ 略	略	略		ス <u>ダイヤモンドループワイヤソー</u>	//	4,300円
					セ～フ 略	略	略
					ヘ <u>樹脂版製版機</u>	//	2,400円
					ホ 略	略	略

改正前				改正後			
	(3) 略 (工業関係)				(3) 略 (工業関係)		
	(1)～(5) 略	略	略		(1)～(5) 略	略	略
	(6)～(18) 略	略	略		(6) <u>食品脱水機</u>	<u>〃</u>	<u>1,200円</u>
	(19) <u>リソグラフィ装置</u>	<u>〃</u>	<u>1,780円</u>		(7)～(19) 略	略	略
	(20) <u>電極形成装置</u>	<u>〃</u>	<u>2,220円</u>				
	(21)～(26) 略	略	略		(20)～(25) 略	略	略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。